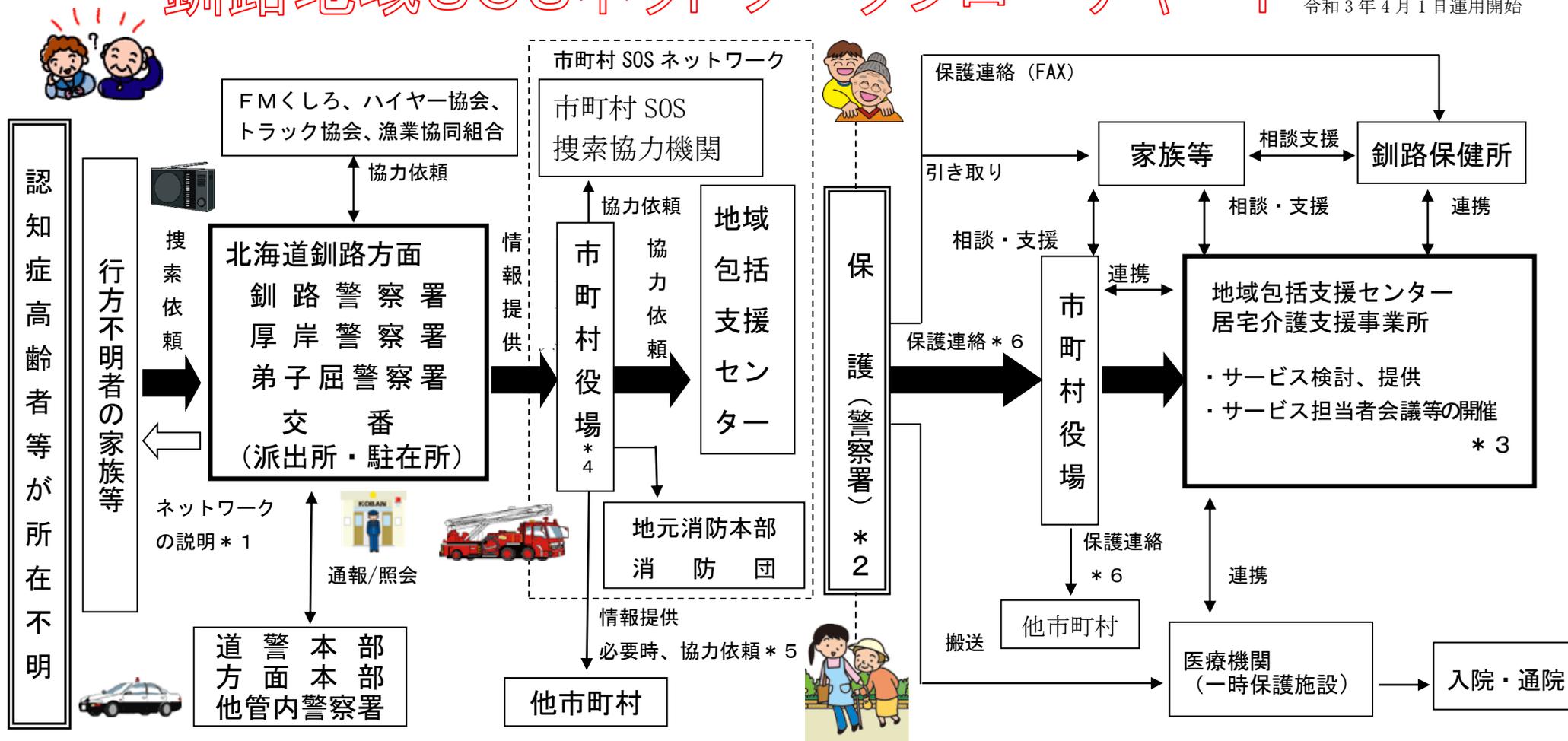


釧路地域SOSネットワークフローチャート

令和3年3月3日改訂

令和3年4月1日運用開始



- * 1 北海道個人情報保護条例第8条(3)に基づき、認知症・高齢者の情報は警察から市町村に情報提供すること(捜索前に手配を解除された事例も含む)家族等の「等」には、ケアマネ、町内会長、民生委員といった近い立場の人物も含まれる。
- * 2 捜索協力機関がSOSネットワーク捜索対象者を保護した場合、警察へ連絡する。
- * 3 保護後、利用者に対する支援は関係機関の協力のもと実施する。
- * 4 釧路市音別町福祉保健センター・釧路市阿寒町行政センターは、釧路市を通さず直接行政センターに情報提供を行う。
- * 5 警察からの情報提供を受けた市町村は、必要に応じて他市町村にSOSネットワーク捜索対象者の情報を提供可能。情報提供に係る家族等の同意はSOSネットワーク発動時に警察が家族等に確認する。
- * 6 保護後、警察及び市町村は、捜索に必要な情報提供を行った関係機関に対して保護連絡を行う。